

## 平成 28 年度予算編成における経費区分について

## A 経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

## B 経費（枠外経費）

## 1 義務的経費

## (1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○一般職、職員（再任用含む）

○特別職

- ・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））
- ・ 再雇用

## (2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

## (3) 扶助費

20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

## 2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

## (1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

## (2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

## 3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

## 4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

**C経費（政策的・枠外経費）**

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民福祉の向上に資する新規事業、既存事業の充実経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

2 一定規模以上の施設改修

1件 500万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む1件 500万円以上の開発・改修経費

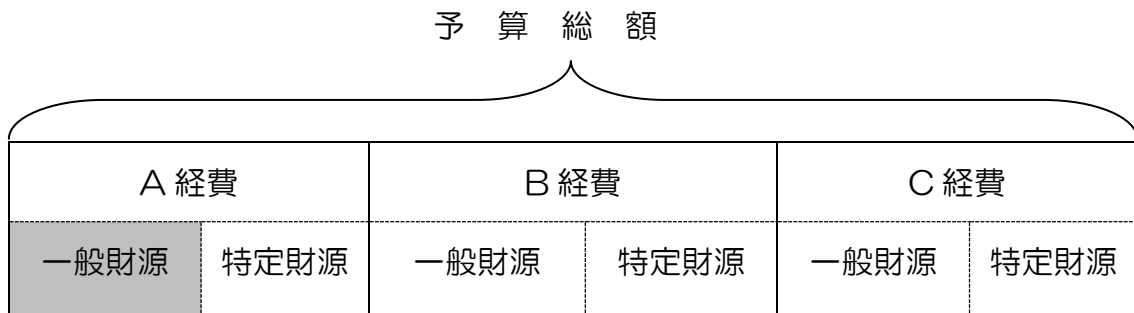
4 積立金

5 諸支出金

**「みどりの風吹くまちビジョン」事業に係る経費**

・A～C経費の区分については、事前に財政課と各部等で行った協議で決まった経費区分とする。なお、変更を希望する場合は財政課と協議すること。

「参考」 経費区分イメージ



ここを各部等へ配分